

千代田区 公契約条例の適用について

平成26年10月1日施行

●公契約条例とは

区が発注した公共工事や業務委託及び指定管理者の施設管理に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質を確保及び向上に資することを目的とした条例です。

この条例の中で皆様の賃金の下限額が定められています。

●対象となる契約や指定管理

1. 工事請負契約等 予定価格1億4千万円以上の契約
2. 業務委託 予定価格2千8百万円以上の次の業務の契約
①施設管理業務、②給食調理業務、③警備、車両運行業務、④清掃業務、
⑤廃棄物、資源等回収業務、⑥窓口、管理業務
3. 指定管理協定 全ての指定管理協定

●賃金の確認

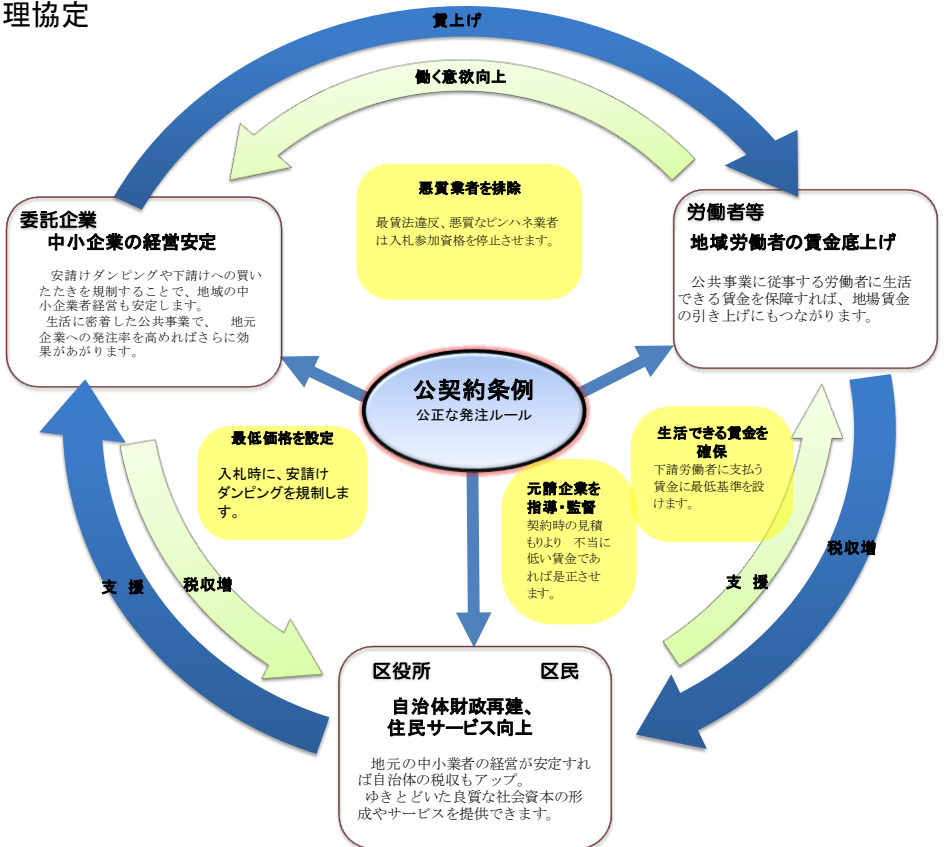
職種や業務に応じた1時間あたりの賃金の下限額を裏面に掲載しています。ご自分の1時間あたりの賃金と比べてください。

賃金が下限額を下回っている場合は、発注者や受注者に申し出る事が出来ます。

※申し出等をしたことを理由に解雇、請負契約の解除、その他不利益な取り扱いを受けることはありません。



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/kokeyaku.html>



公契約条例による効果のイメージ

●申し出先(次のいずれか)

1. 発注者
千代田区政策経営部契約課
所在地 千代田区九段南一丁目2番1号
電話 03-5211-4156
2. 受注者
千代田区と公契約を締結する者

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧

(単位:円/1時間あたり)

職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額
特殊作業員	2,706	さく岩工	3,289	左官	3,047
普通作業員	2,365	トンネル特殊工	3,234	配管工	2,519
軽作業員	1,694	トンネル作業員	2,673	はつり工	2,761
造園工	2,332	トンネル世話役	3,696	防水工	3,289
法面工	2,981	橋りょう特殊工	3,300	板金工	3,069
とび工	3,003	橋りょう塗装工	3,432	タイル工	2,574
石工	3,003	橋りょう世話役	3,784	サッシ工	2,816
ブロック工	2,783	土木一般世話役	2,717	屋根ふき工	1,870
電工	2,805	高級船員	3,212	内装工	3,047
鉄筋工	3,036	普通船員	2,541	ガラス工	2,739
鉄骨工	2,827	潜水士	4,510	建具工	2,739
塗装工	3,113	潜水連絡員	3,113	ダクト工	2,453
溶接工	3,322	潜水送気員	3,091	保温工	2,497
運転手(特殊)	2,662	山林砂防工	2,959	建築ブロック工	2,640
運転手(一般)	2,211	軌道工	4,972	設備機械工	2,530
潜かん工	3,300	型わく工	2,860	交通誘導警備員A	1,705
潜かん世話役	3,905	大工	2,816	交通誘導警備員B	1,485

2. 委託業務、指定管理に係る賃金下限額一覧

(単位:円/1時間あたり)

職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額
警備員	1,364	清掃員	1,113	栄養士	1,431
保安全管理員	1,826	介護職	1,103	保健師・看護師	1,471

上記以外の職種	1,095
---------	-------

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、万一の病気や怪我に備えて、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

その他、ご不明な点がありましたら下記の間合せ先へご連絡ください。

●お問合せ

千代田区 政策経営部 契約課

〒102-8688

所在地 千代田区九段南一丁目2番1号

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp